

当社汚染確認未了物品の放射線管理区域からの搬出について

平成 20 年 10 月 3 日

対象号機	5号機（定期検査中） :改良型沸騰水型、定格電気出力126.7万キロワット
発生日	平成20年10月2日
発生時の状況	9時20分頃、タービンの点検のために使用した検査用器材他を、タービン建屋1階(放射線管理区域)から発電所敷地内の協力会社事務所(非放射線管理区域)に搬出する際に、本来実施すべき当社による汚染有無の確認(※)が行われずに搬出されました。 同器材は、当社による確認の事前準備として、協力会社により汚染がないことが確認されていましたが、ただちに協力会社事務所にて当社社員が汚染有無の確認を実施し、汚染のないことを確認しました。
放射能の影響	本事象による外部への放射能の影響はありません。
原因と対策	物品の搬出を行う放射線管理区域と非放射線管理区域の境界扉は常時施錠されていますが、当社から鍵の貸出をうけた協力会社の現場監督者により開閉が実施できる管理としていました。 器材を搬出する協力会社の現場監督者が、協力会社の別の作業員が実施した汚染確認の終了報告を受け、当社による汚染確認も終了したと誤認し、当社による汚染確認を実施しないまま、器材を搬出したことが分かりました。 再発防止対策として、今後は、協力会社の現場監督者への鍵の貸出管理を止め、当社が汚染確認と併せて施錠・開錠する運用としました。
お知らせ基準	「表2-20 その他の事象であって、公表が望ましいと判断したもの。」に該当します。

※ 汚染有無の確認とは、放射性物質の付着がないことを確認することで、放射線管理区域から非放射線管理区域に物品を搬出する際、同確認を実施してから搬出しています。

以上

放射線管理区域から非放射線管理区域への物品搬出について

当社の汚染確認を受けずに搬出された物品



【検査用器材】

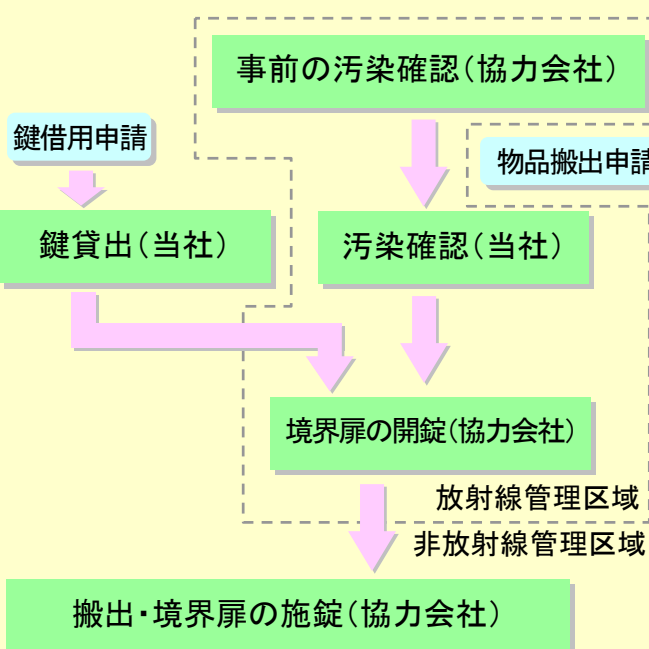


【圧カプレートの孔を型取りした樹脂】

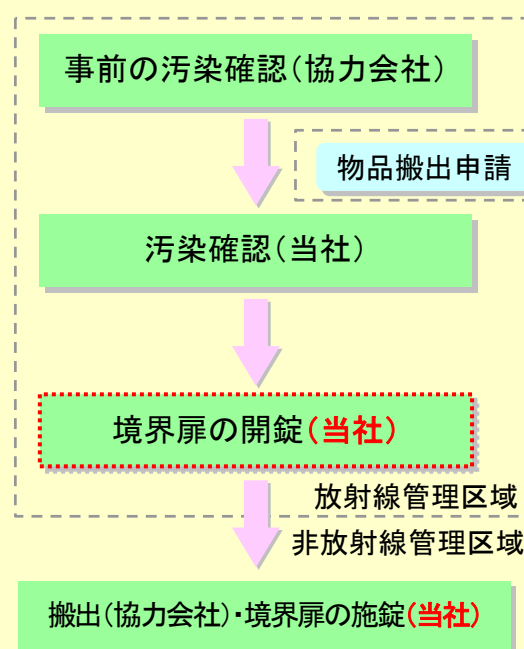


【搬出を行った境界扉】

物品搬出の流れ(これまでの運用)



物品搬出の流れ(運用変更後)



【物品搬出について】(これまでの運用)

物品搬出を行う場合は、協力会社から当社に対して物品搬出申請が行われます。
 また、当社による汚染確認の事前準備として、別途協力会社が汚染確認を実施します。
 この協力会社による汚染確認で、放射性物質による汚染がないことが確認された後、当社が搬出直前に最終の汚染確認を実施します。
 当社の汚染確認で、放射性物質による汚染がないことが確認された後に、放射線管理区域と非放射線管理区域の境界扉の鍵を開錠し、搬出対象物品を非放射線管理区域に搬出します。
 なお、境界扉の鍵の開錠は、当社から鍵の貸出をうけた協力会社の現場監督者が行います。
 (物品搬出においては、物品搬出申請と鍵貸出申請が提出されていることを確認した上で、当社から現場監督者本人に鍵の貸出を行っています。)

【原因】

協力会社の現場監督者が、協力会社の別の作業員が実施した汚染確認の終了報告を受け、当社による汚染確認も終了したと誤認し、当社による汚染確認を実施しないまま、器材が搬出されました。

【再発防止対策】(運用変更後)

今後は、協力会社の現場監督者への鍵の貸出管理を止め、当社が汚染確認と併せて施錠・開錠する運用としました。